



平成 29 年 10 月 26 日  
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 平成29年台風第21号に係る災害救助法の適用について 【第1報】

### 1. 災害の概要

平成 29 年台風第 21 号により、住家に多数の被害が生じたため、三重県は 1 市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害（人）			住家被害（世帯）					備 考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【三重県】 伊勢市 (いせし)	10 月 22 日	1	0	0	0	0	473	306	0	災害救助法 施行令 第 1 条 第 1 項 第 1 号適用

(注) 上記の被害状況の数値は、平成 29 年 10 月 24 日（火）17 時現在の三重県の報告による。  
(同数値は、今後の調査によって変動することがある。)

### 2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
高相、佐藤、堀田  
TEL 03-5253-2111（内線51359）  
03-3593-2849（直通）